

## はじめに

校則とは、学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲において校長が制定するもの（文部科学省：生徒指導提要）であり、各中学校は長きにわたりそれぞれの校則を継承してきました。

しかし、時代の変化に伴い社会からの要請や価値観が変化してきたことから、本市では市内各中学校にて校則を見直すことが妥当と判断しました。そこで、令和3年度に北九州市立中学校長会校則検討委員会を発足させ、「校則見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を作成しました。

本校では、「見直しの視点（北九州市立中学校長会）」を基に、生徒の声に耳を傾け、生徒と教職員が協同して見直しに取り組んできました。また、見直した校則はPTA役員会や理事会、学校運営協議会等を通じて保護者や地域の皆様にお示しして参りました。

そこで、このたび本校の校則を広く保護者や地域の皆様にお知らせし、コミュニティースクールとしての学校教育にご協力いただくとともに、地域ぐるみで心身ともに健全な生徒の育成を目指して参りたいとの思いから、学校ホームページへ掲載することとしました。

なお、本校校則は今後も適宜見直しを行い、必要に応じて改定してまいります。その際は、ホームページにてお知らせいたします。

## 校則の見直しの視点（北九州市立中学校長会）

### 「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」について

令和3年9月24日  
北九州市立中学校長会

#### I. 校則の定義等について

「校則」とは、「学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの」とされている。

文部科学省発行「生徒指導提要」では、校則の見直しは校長の権限と明示されている。現在、北九州市では、各学校において、校則を定めている。

#### 2. 北九州市立中学校長会指導部を中心とした校則検討委員会について

##### (1) 検討に至る経緯について

本市は令和2年度に、近年の気温上昇による暑さ対策や、学校の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう北九州市スタンダード型標準服を導入した。しかし、3R等の観点等から、各学校の従来型の標準服（詰め襟、セーラー服等）との選択制をとっている。

このような中、校則については、『ブラック校則』が話題となり、従前からの校則や生活点検等の方法について、マスコミから、大きく取り上げられている。こういった中、校則に対する興味・関心が高まる一方で、世間一般の方々から、誤解や不信をもたれる状況も生まれており、各学校において、昨年度より「校則の見直し」について取り組んでいる状況である。また、本件について、北九州市議会や、各種団体、個人から北九州市教育委員会に対して意見が出されている現状がある。

そこで、北九州市立中学校長会が主体となり、本件についての検討委員会を立ち上げ、「校則の見直し」を行う際の「見直しの視点」を作成し、提案することとした。

校長会の担当部は「指導部」が中心となり、適宜、本市教育委員会生徒指導・教育相談課と連携しながら見直しを進めることとする。

なお、各校において見直しを進めるにあたっては、「子どもの権利条約」をはじめとする人権問題（LGBTQを含む）に十分に配慮するとともに、学習指導要領や生徒指導提要等を踏まえ、生徒が主体的に考える機会を設け、保護者や地域の意見に広く耳を傾けることが重要である。

(2) 検討委員会で予定している「校則の見直し」の在り方

- 「校則の見直し」にあたっては、まず、各学校における校則や生活点検方法の現状について調査を行う。
  - 短期的には、現在、「校則の見直し」に取り組んでいる学校は引き続き行う。また、生活点検の在り方については、できるだけ迅速且つ十分に検討する。
  - 長期的には、令和3年度、各学校において、校則の見直し・改定に向けて校内校則検討委員会等を発足させ、令和5年度からの運用を目指す。
- なお、校内校則検討委員会等は、既存の生徒指導委員会や企画・運営委員会等の組織を活用して行うことを推奨する。

3. 各学校における「校則の見直し」に関する基本的な考え方について

(1) 過去の校則の役割

- 「学校の荒れ」を経験した時代に、細かい規定を定め、規則を守らせてることで学校の安定を目指してきた。
  - 学校の秩序を維持し、生徒の健全育成を目指してきた。
- (2) 学校が抱える課題の変化（昭和～平成～令和へ社会が変化）
- 「荒れ」から「不登校」、「いじめ」などへ変化。
  - 発達特性がある生徒への対応へ変化。
  - 国籍、性などの多様性への対応へ変化。
- (3) これから校則に求められるもの
- 校則を通して、自律した規範意識の育成を目指す。
  - 校則を通して、学校の自治的活動を育む。
  - 校則を通して、学校と生徒・保護者との信頼関係を高める。

4. 各学校における「校則の見直し」の検討にあたっての留意点について

(1) 学校と生徒・保護者との信頼関係を土台とする。

生徒・保護者が校則の意義について納得できることが大切である。同様に指導する教員も校則の意義を理解するとともに、生徒や保護者に対して、合理的な説明ができることが肝要である。ただ、守らせるためだけの指導にならないようする必要がある。

(2) 公開性を保つ

教職員だけでなく、生徒及び保護者等が校則の見直しに、様々な方法で参画し、内規として閉ざされた校則ではなく、学校・地域・保護者に開かれた校則とする。

(3) 柔軟性をもち、人権感覚を大事にする。

社会の変化に、校則が柔軟に対応できる仕組みを構築し、説得力のある校則を目指す。また、世の中の人権感覚と乖離しない校則とする。

(4) 通知を踏まえる。

- 平成3年4月10日3初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知校則見直し状況等の調査結果について
  - ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
  - ② 思い切った見直しが必要である。
  - ③ 生徒会や学級活動等と連携し、生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。
- 令和3年3月19日北九教指ニ第272号 北九州市教育委員会指導第二課長通知学校における校則の見直しについて
  - ① 「校則の見直し」にあたっては、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、積極的に見直すこと。
  - ② 見直しの際は、児童会、生徒会、学級会などの場を通じて、児童生徒が主体的に考える機会を設けたり、保護者へのアンケートを実施し、意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者などが参加できるように工夫すること。
  - ③ 本人が自認する性別の標準服を認めるなど、個に応じた適切な対応を行うこと。また、人権の視点をもち、標記の仕方に配慮すること。

(5) 組織として対応する。

校内校則検討委員会等を設置するとともに、生徒、保護者（PTA）、地域の意見集約に努め、検討の材料とする。

## 5. 「校則の見直し」についてのスケジュール

【現況】※北九州市立中学校長会指導部が中心  
・校則と生活点検方法についての実態調査  
・現行の校則の収集



### 【令和3年度】

- ・5月 校長会長会にて、経緯説明（会長・指導部長より）
- ・6月 校長会校則検討委員会発足（校長会指導部を中心に）
- ・6月 各区の校長会より意見を聴取する
- ・7月 各区の意見集約
  - 検討委員会で「校則見直しの視点」検討
  - 「校則の見直しの視点」（案）作成後、弁護士等交え意見交換
  - 「校則の見直しの視点」（案）作成
- ・9月 検討委より各学校長へ「校則の見直しの視点」（案）提示  
→各学校へ周知（説明会実施）
- ・10月～3月 「校則の見直しの視点」を踏まえ、各学校で校則見直しに取り組む  
必要に応じて、校長会校則検討委員会開催  
校長会検討委が学校の意見のとりまとめ、情報共有等  
校長会検討委が各学校の取組の集約  
各学校で、改正された校則の周知

### 【令和4年度】

- ・各校による校則の見直し及び改正された校則の運用
- ・「校則の見直し」の進捗状況の確認 等

### 【令和5年度】

- ・改正された校則の運用開始

## 則松中学校 生活のきまり ※本校の校則（令和4年8月31日現在）

- ・ 則松中学校の生徒として自覚をもち、責任ある行動をしよう。
- ・ きまりを守り、規則正しい生活を送ろう。
- ・ 人を大切にする思いやりの心をもって生活しよう。

### 1. 通学服のきまり＝中学校標準学生服、北九州スタンダード制服を基準とする。

学校は学習し、集団生活を営む場です。したがって、清潔・端正を旨として、学校生活にふさわしい服装を、次の通り規定します。

		中学校標準服（詰め襟）	中学校標準服（セーラー服）
冬服	上	○カラーがついていない物は付けること	○白タイを（登下校中も）必ずつけること
	中着	○学生服の下は、指定の長袖、半袖のポロシャツおよびカッターシャツが望ましい。 ○上着を脱がなければ地味な色合いの服は可。（黒・紺・茶・灰・白） ○上着の裾から出るもの、袖から著しく出るもの、襟からフードやネック部が出るものは不可。ハイネック物も不可。	○セーラー服の下は、地味な色合いの服。（黒・紺・茶・灰・白） ○夏の体操服は可。 ○上着の裾から出るもの、襟からフードやネック部が出るものは不可。
	下	○そそが地面につかないように上げておくこと。 ○タック入り、幅広、裾絞りなどの変形ズボンは禁止。 ○ベルトの位置は腰骨より上にすること。 ○背が伸びてあまりに丈が短いときは各家庭で補正を行う。	○膝が隠れる長さとする。 （膝が見えるものは禁止。） ○背が伸びて膝が見えだしたときは各家庭で補正を行う。
	上	○白の半袖 ポロシャツ または カッターシャツ。 ・シャツはズボンの中に入れること。 ○下には白、黒、グレー、ベージュの肌着を着用（ワンポイントは可）体操服も可。	○学校指定の標準服 ○下には白、黒、グレー、ベージュの肌着を着用（ワンポイントは可）体操服も可。
夏服	下	○タック入り、幅広、裾絞りなどの変形ズボンは禁止。 ○そそが地面につかないように上げておくこと。 ○背が伸びてあまりに丈が短いときは各家庭で補正を行う。	○学校指定の標準服 ○膝が隠れる長さとする。 （膝が見えるものは禁止） ○背が伸びて膝が見えだしたときは各家庭で補正を行う。
		北九州スタンダード	
夏冬共に		・中着は白無地のポロシャツのみ。（市販のものでも、スタンダードでも良い。） ・ポロシャツの下には白、黒、グレー、ベージュの肌着を着用（ワンポイントは可）体操服も可。 ・中に黒色か紺色の無地のVネックベストかセーターを許可します。 ・ズボンとスカートについては中学校標準服と同じとする。	

※冬服時に則松中制服中学校標準学生服と北九州スタンダード制服を組み合わせて着ることは不可。

## 2. 衣替え移行期の服装

昨年度から夏服・冬服の期間またはそれに伴う移行期間は廃止されました。生徒自らが適切な服装を心がけるように務めて下さい。

## 3. その他の服装

	中学校標準服（詰め襟）	中学校標準服（セーラー服）
名札	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校指定の名札を左胸にクリップまたは安全ピンでつける。<ul style="list-style-type: none"><li>・装飾をしないこと。</li><li>・登下校時は名札をしなくてもよい。校外活動では名札を付けない。</li><li>・忘れたり、なくしたりした場合、担任または学年の先生に報告する。（ない期間は仮名札をつける。）</li></ul></li></ul>	
上靴	<ul style="list-style-type: none"><li>○各学年指定の色のものとする。<ul style="list-style-type: none"><li>・1学年：黄色、2学年：青色、3年生：緑色。かかとの部分に名前(苗字)を書いておくこと。</li></ul></li></ul>	
通学靴	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ひも(ひもの色の指定はなし)付きのスポーツシューズ（マジックテープ可）。</li><li>・ハイカットは禁止とする。</li></ul>	
靴下	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>白、黒、グレー、紺</b>（ワンポイントは可）単色のもの。<ul style="list-style-type: none"><li>・くるぶしソックス、ルーズソックスは不可、ソックスを折り曲げて履いたりしない。</li><li>・くるぶしは完全に隠れ、足首を保護すること。</li></ul></li></ul>	
ベルト	<ul style="list-style-type: none"><li>○黒・紺・茶色の革製、布製のもの。<ul style="list-style-type: none"><li>・穴は1列で飾りのないもの。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○標準服についているもの。</li></ul>
防寒着	<ul style="list-style-type: none"><li>○学生服の下にセーター・トレーナー。 (フードつきは不可)<ul style="list-style-type: none"><li>・すそ、そで、えりからはみ出さないこと。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ セーラー服の上に黒・紺のカーディガン。<ul style="list-style-type: none"><li>・灰色や白色など、他の色は不可。</li><li>(校舎内も可。名札を左胸の見える位置にとめる。白タイを見るように出すこと)</li><li>・編み目のあるものは不可。</li><li>・防寒用としてストッキング（黒色・ベージュ）は可。ただし、模様のある物は不可とする。ストッキング着用時も靴下をはくこと。</li><li>ただし、体育の授業ではストッキングは着用しないこと。</li></ul></li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>○ マフラー・手袋は登下校中、校舎外のみ可。ネックウォーマーは登下校中のみ可</li></ul>
通学 かばん	<ul style="list-style-type: none"><li>○本校指定のバッグ。</li><li>・部活動の道具や体操服についてはスポーツ用のサブバッグに入れてきてても良い。（高価な物や紙袋は不可とする。）</li></ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪などの装飾品（ミサンガ、ゴム等を含む）をつけない。</li><li>○化粧や香水、マニキュアなどをしない。また、エクステ、カラコン、色つき・匂いつきのリップクリームは禁止とする。</li><li>○アイプチ禁止。</li><li>○必要のない装飾品を制服につけたりしないこと。（安全ピンやクリップやペンなど）</li><li>○携帯電話等、学校に不要な物を持ってきている場合は没収し、保護者に連絡をする。保護者に返却する。</li><li>○喫煙行為、飲酒行為などの触法行為については事実確認後、本人に厳重に指導をし、保護者には来校してもらい、その内容を説明する。</li></ul>	

#### 4. 頭髪等のきまり

◎中学校生活にふさわしい髪型とし、常に清潔で活動的であること。

- 染色、脱色、整髪料などは禁止**する。左右非対称(アシメ)や奇抜な髪型・結び方も不可とする。
- 前髪は眉毛の下を越えない。
- 短髪の髪は襟、耳にかかるない。
- 髪が肩にかかる場合は切るか、ゴムで結ぶ。
- 髪を結ぶゴムは黒・紺・茶の目立たない色で、派手な髪どめは不可。
- まゆ毛をそったり、切ったり、抜いたりしない。

#### 5. 生活のきまり

##### 校内生活

- (1) 欠席、遅刻、早退などは8時25分までに保護者から学校に連絡してもらう。
- (2) 登下校の時間を守り、決められた通学路を通る。自転車による通学は禁止。
- (3) 登校後は無断で校外に出ない。早退などの場合には、必ず担任の先生の許可を得る。
- (4) 授業や部活動の練習に必要なもの以外は持てこない。
- (5) 上下足の区別をつける。(アスファルト・セメントの部分は上靴でも可)
- (6) 自分のクラス以外の教室には入らない。他学年の階にも行かない。
- (7) 職員室に用があるときは入り口で先生を呼ぶこと。原則、職員室、印刷室内に生徒は入れない。『失礼します。〇年〇組の□□です。△△先生に用があつきました。』
- (8) 机や椅子などの公共物はていねいに扱い、破損した場合は届け出る。机、いす、ガラスなどを故意に破損した場合は弁償してもらう場合もある。
- (9) 友人間で金銭・物品の貸し借り、売買をしない。
- (10) 休み中でも登下校の際は標準服・北九州スタンダード制服を着用する。(部活動生徒は部で決められた服装は可) 放課後や休日でも自転車での通学はしない。
- (11) スマホや携帯電話などの通信機能のある情報機器は校内に持ち込まない。
- (12) 危険な行為や他の人に迷惑を及ぼす行為をしない。
- (13) 休日に校舎や校庭、運動場に無断で入らない。
- (14) 原則、職員トイレは、生徒は使用できない。
- (15) 新館は、授業や係の仕事、図書館利用以外では利用しない。
- (16) 職員室前は、係の仕事以外では通行してはならない。
- (17) 立入禁止場所に行ってはならない。  
ベランダ・新館裏・プール裏・体育館裏・武道場裏・本館と新館の最上階、等
- (18) 給食運搬時は、階段と職員室前廊下が一方通行となる。  
※トイレ側階段・・・上り専用 昇降口側階段・・・下り専用
- (19) 先生からの指導に従わない場合は、別室で指導を行う。
- (20) 登下校時、送迎のための学校への車の乗り入れは禁止

##### 校外生活

- (1) 友人宅や先輩宅などでの外泊は禁止されています。また、22時以降の生徒だけでの外出は補導の対象となります。絶対にやめて下さい。
- (2) カラオケボックス・ネットカフェ・ボーリング場・ゲームセンター・ファミリーレストラン・ファストフード店等の利用は保護者同伴の時のみです。トラブルを未然に防ぐためにも未成年者だけでの利用はしないようにしましょう。ゲームセンターへの入店は法律の

変更により、18時以降は生徒だけでの入店は禁止となります。また、保護者同伴においても22時以降は禁止となります。

1 8時以降は保護者同伴でも立ち入り禁止になっているところもあります。

- (3) アルバイトは、担任の先生を通じて学校に届け、校長の許可をもらう。
- (4) 事故や被害にあった場合は、至急、警察に連絡したのち、学校に連絡する。
- (5) スマートフォン、携帯電話の使用については以下のきまりを守る。
  - ・アプリ等の長時間使用はしない。
  - ・LINE、掲示板等への書き込みについては、個人が特定されるような書き込みや誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)するような書き込みをしない。写真についても個人が特定されるまたは、他人の権利を侵害するようなものを掲載しない。
  - ・トラブル等に巻き込まれた際は速やかに担任や学年の先生に相談する。